3　入札書の提出場所等
⑴　入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所
〒100―8919 東京都千代田区霞が関２―２―１　外務省大臣官房会計課調達室　中大樹　電話03―3580―3311　内線3981
Email：daiki.naka@mofa.go.jp
⑵　入札説明書の交付方法　上記３⑴の場所において随時交付する。また、本公告の日から「電子調達システム」上にてダウンロード可能。
⑶　入札書の受領期限　令和５年４月11日午前12時00分までに上記３⑴に示す場所に入札書等を提出しなければならない。郵送による場合は受領期限までに必着のこと。
⑷　開札の日時及び場所　令和５年５月10日午後２時00分　外務省入札・開札室
⑸　問い合わせ先
入札手続関係：上記３⑴に同じ。
仕様関係：外務省大臣官房国際報道官室　美濃　咲希　電話03―3580―3311　内線3728
Email：saki.mino@mofa.go.jp
4　その他
⑴　入札及び契約手続において使用する言語及び通貨　日本語及び日本国通貨。
⑵　入札保証金及び契約保証金　免除。
⑶　入札者に要求される事項
①　この一般競争入札に参加を希望する者（以下「入札希望者」という。）は、入札書及び証明書等書類を入札書の受領期限までに提出すること。なお、開札日の前日までの間において、支出負担行為担当官等から当該書類に関し説明を求められた場合には、それに応じなければならない。
②　入札希望者は、入札書の提出時に指名停止を受けていない及び暴力団等に該当しない旨の誓約書を提出しなければならない。
⑷　入札の無効　本公告に示した競争参加資格のない者による入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者による入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。また、上記⑶②の誓約書を提出せず、又は虚偽の誓約をし、若しくは誓約書に反することとなったときは、当該者の入札を無効とする。
⑸　契約書作成の要否　要。
⑹　落札者の決定方法　本公告に示した物品を確実に納入できると支出負担行為担当官が判断した書類を添付して入札書を提出した入札者のうち、予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
⑺　手続における交渉の有無　無。
⑻　その他　詳細は入札説明書による。
5　Summary
⑴　Official in charge of disbursement of the procuring entity : KAIHARA Kentaro, Director of the Financial Affairs Division, Minister's Secretariat, Ministry of Foreign Affairs.
⑵　Classification of the products to be procured : 15
⑶　Nature and quantity of the products to be purchased : simultaneous interpretation and sound system, 1 set
⑷　Delivery period : March 29, 2024
⑸　Delivery place : The place will be specified later.
⑹　Qualification for participating in the tendering procedures : Suppliers eligible for participating in the proposed tender are those who shall : ①not come under Article 70 of the Cabinet Order concerning the Budget, Auditing and Accounting. Furthermore, minors, Person under Conservatorship or Person under Assistance that obtained the consent necessary for concluding a contract may be applicable under cases of special reasons within the said clause ; ② not come under Article 71 of the Cabinet Order concerning the Budget, Auditing and Accounting ; ③have Grade A, B, C or D "sale of product" in terms of the qualification for participating in tenders by the Ministry of Foreign Affairs (Single qualification for every ministry and agency) in the fiscal years 2022, 2023 and 2024.
⑺　The person who is not being suspended from Transactions by the request of the Ministry of Foreign Affairs.
⑻　Time-limit for tender : 12 : 00 noon April 11, 2023
⑼　Contact point for the notice : MINO Saki, International Press Division, Minister's Secretariat, Ministry of Foreign Affairs 2―2―1 Kasumigaseki, Chiyoda-ku, Tokyo 100―8919 Japan. TEL. 03―3580―3311 ext. 3728

○第 28 号（№28）

ただし、令和５年度予算成立を条件とする。
1　調達内容
⑴　品目分類番号　71、27
⑵　購入等件名及び数量　次世代在外経理統合システム開発に係るコンサルティング業務一式
⑶　調達案件の仕様等　入札説明書による。
⑷　履行期限　令和６年３月31日　ただし、支出負担行為担当官は法令及び予算の範囲内で当該履行期間を変更することがあり得る。
⑸　履行場所　支出負担行為担当官が指定する場所。
⑹　入札方法　落札者の決定は、総合評価落札方式をもって行うので、入札書、総合評価のための本業務実施の具体的な方法、その質の確保方法に関する書類（以下「総合評価のための書類」という。）及びその他入札説明書等に定める入札に必要な書類（以下「その他必要な書類」という。）を提出すること。また、入札書に記載する金額は、業務に関する一切の諸経費を含めた総額を記載すること。なお、落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の10％に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
⑺　本調達案件は、「電子調達システム」を利用せず、入札書、総合評価のための書類及びその他必要な書類の提出を、「紙」にて行うものとする。
2　競争参加資格
⑴、⑵は、第25号の２⑴、⑵に同じ。
⑶　令和４・５・６年度外務省競争参加資格（全省庁統一資格）において「役務の提供等」のＡ、Ｂ又はＣ等級の何れかに格付けされた競争参加資格を有する者であること。
⑷は、第25号の２⑷に同じ。
⑸　本件説明会に参加した者であること。
3　入札書の提出場所等
⑴　入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所
〒100―8919 東京都千代田区霞が関２―２―１外務省大臣官房会計課調達室　金石洋平　電話03―3580―3311　内線2143
Email：choutatsu-service-3a@mofa.go.jp
⑵は、第25号の３⑵に同じ。
⑶　入札説明会の日時及び場所　令和５年４月３日午後２時00分　外務省入札・開札室
なお、本入札説明会に出席を希望する者は、出席予定者を令和５年３月30日午前11時00分迄に上記３⑴までメールにて連絡すること。
⑷　入札書の受領期限　令和５年４月13日午前10時00分までに上記３⑴に示す場所に入札書等を提出しなければならない。郵送による場合は受領期限までに必着のこと。
⑸　開札の日時及び場所　令和５年４月27日午後２時00分　外務省入札・開札室
⑹　問い合わせ先
入札手続関係：上記３⑴に同じ。
仕様関係：外務省大臣官房在外公館課検査室　浅沼　大輔、田中　健　電話03―3580―3311　内線3314、2283
なお、問い合わせ方法は原則としてメールによるものとする。
Email：ml-next-zaigaikeiri@mofa.go.jp
4　その他
⑴、⑵は、第25号の４⑴、⑵に同じ。
⑶　入札者に要求される事項
①　この一般競争入札に参加を希望する者（以下「入札希望者」という。）は、入札書、総合評価のための書類及びその他必要な書類を入札書の受領期限までに提出すること。なお、開札日の前日までの間において、支出負担行為担当官等から当該書類に関し説明を求められた場合には、それに応じなければならない。
②は、第25号の４⑶②に同じ。
③　総合評価のための書類及びその他必要な書類は外務省において技術審査するものとし、審査の結果、採用し得ると判断したものを入札の対象とする。